

	<h1>志木三小だより</h1> <p>学校教育目標 賢く 優しく 逞しく</p>	志木市立志木第三小学校
		平成30年度 第9号
		平成30年12月1日
		志木市柏町3丁目2番1号
		TEL 048 - 471 - 1062
		児童数12月1日現在583名



いじめの芽もいじめ

校長 可知 良之

2010年、一人の小学6年生女兒が同級生からの1年以上にわたる執拗ないじめを苦に自宅のカーテンレールにマフラーをかけ（母親にプレゼントするつもりで編んだもの）首をつって自殺をしました。覚えているでしょうか。群馬県桐生市のいじめ自殺事件です。小学生のいじめについて私たち教育に携わる者にとって、深くいじめについて考えさせられた事件です。この事件から10年経ちました。いじめはこの10年で減っているのでしょうか。文部科学省が毎年行っている調査の最新結果（平成29年度集計結果）が先月出されました。小学生のいじめ認知件数は317, 121件でした。（前年度から79, 865件増）小学生の自殺者数は6名で、そのうち2名は原因がいじめによることがはっきりしていました。いじめはしてはいけないという法律をつくり、未然防止から早期発見、早期解決のため日々取り組んでいます。いじめは一向になくなりません。

いじめの定義はいたって簡単です。いじめをした者とされた者が共に子供であること、両者の間に一定の人間関係があること、心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと、そして、その行為の対象となった者が心身の苦痛を感じていること、たったこの4つしかありません。実はいじめの捉え方がこの10年で大きく変わりました。例えばこのような場合・・・

体育の授業にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり、他の同級生の前で

ばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところそれ以上言うのをやめ、それ以来BはAから嫌なことをされたり言われたりすることはなくなった。

このAの行為は定義に照らしていじめに当たります。これまで、「いじめの芽」や「いじめの兆候」とされていたことでも、いじめとして取り上げ対応をしています。大事なことは、行為の対象となった子が苦痛を感じているかどうかなのです。行為を行っている子が悪ふざけで、軽い気持ちで行ったことであっても、相手を傷つけることはいじめであり許されない行為であると教えていかなければなりません。靴を隠したり、上履きに画鋲を入れたりといった意地悪なども、行為者が分からない場合であっても当然いじめとして扱っていきます。

こうしたいじめへの捉え方には教育関係者ですら認識に開きがあるといえます。全国的な調査ではいじめの認知件数には30倍以上の開きがあるといっています。今年度本校では、いじめの定義について再確認をしました。その結果、今年度のいじめ認知件数は11月現在で18件となっています。昨年より17件の増加です。教職員全員でこの18件に対して全力で解決に向けて取り組んでいます。18件の中には学校外での出来事が要因となっているものもあります。保護者の皆様や地域の皆様の見守りや具体的な指導が、いじめ撲滅には必要不可欠です。ご協力お願いいたします。